

平成 29 年度市民提案協働事業募集

市民提案協働事業とは、より効果的に地域の課題や多様化するニーズに対応するため、市民活動団体の特性を生かした提案を募集し、市民活動団体と市が協働で事業を実施するものです。

皆様のご提案をお待ちしています。

募集する提案

①自由提案

市民活動団体が市と協働で実施したい事業について、自由な発想で提案するもの

②行政テーマ提案

市が設定した次のテーマについて、事業を提案するもの

▷多世代が交流できる地域環境づくり

多世代が交流し合い、地域における顔の見える関係を再構築できるよう、子育て世代にとっての集いの場、相談できる場、元気高齢者にとっての活躍の場などを複層的に取り組む事業提案

▷オリンピック・パラリンピックを契機とした交流・理解促進事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、言語、食、生活習慣、スポーツ、歴史等を素材とした文化的交流、理解促進を図る事業提案

▷森林資源の魅力発信事業

森林空間での体験・若者層や都市住民との交流

を通じて「生きた森」を知るなど、森林資源を生かした多様な事業提案

募集期間 4月3日(月)～28日(金)

応募できる団体 市内で市民活動を行っており、次の要件をすべて満たす団体

▷定款(規約・会則)等を持ち、民主的な活動をしていること

▷5人以上で構成されていること

▷会計処理を適正に行っていること

▷組織および活動状況を公開していること

▷原則として1年以上継続して活動していること

▷暴力団の活動を助長する、または、暴力団の運営に資することとなる活動をしていないこと

対象となる事業 次の要件をすべて満たす事業

▷協定締結後から平成30年3月31日までに実施する事業

▷市内で実施する事業

▷地域課題や社会的課題の解決を目指す事業

▷協働で実施することにより効果が高まる事業

▷新規性・先進性の高い事業

▷確実に実施可能な事業

▷適正な予算である事業

▷成果目標が適正に設定されている事業

対象とならない事業

▷営利活動、政治活動、宗教活動または選挙活動

を目的とするもの

▷他の助成金等の交付を受けるもの

▷公序良俗に反するもの

助成金 事業の実施に経費が必要な場合は、予算の範囲内で、1事業につき上限を20万円として助成金を交付します。

応募に必要な書類

①市民提案協働事業提案書

②事業計画書

③収支予算書

④提案団体の概要をまとめた書類

⑤スケジュール表

⑥定款(規約・会則)

⑦会報誌等(発行している場合)

応募方法 募集期間内に必要書類を直接市民活動推進課窓口(市役所3階)へ提出

※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

その他

▷提案された事業は、第1次審査として書類審査を行います。第1次審査を通過した事業については、第2次審査として公開プレゼンテーション(5月下旬予定)を行っていただきます。

▷詳細は、市ホームページ等でご確認ください。

問い合わせ 市民活動推進課



平成29年度

東京都「地域の底力発展事業助成」

申請事業募集

都では、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み(催し・活動等)を支援するため、事業助成を行っています。

募集期間 第2回:4月3日(月)～5月31日(水)、第3回:6月1日(木)～8月31日(木)、第4回:9月1日(金)～11月9日(木)

対象団体 都内に所在する町会・自治会

対象事業 (A)地域の課題解決のための取り組み (B)(A)のうち都が取り

組む特定施策の推進につながる取り組み5区分

▽防災・節電活動

▽青少年健全育成活動

▽高齢者の見守り活動

▽防犯活動

▽オリンピック・パラリンピック気運醸成活動

(C)複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取り組み

(D)単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取り組み

その他 詳細は、都生活文化局のホームページ <http://www.seikatubu>



加入手続きはお済みですか

万一、交通事故(人身)にあった時、交通事故の程度により見舞金を受けられる「ちよこつと共済」

の申し込みを随時受け付けています。共済期間は、申し込みの翌日から平成30年3月31日までです。まだ加入していない方は、ぜひご加入ください。なお、加入申込書付パンフレットは、市役所、各市民センターおよび市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)にも用意してあります。

受付場所 市民安全課(市役所3階)、各出張所、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)

問い合わせ 市民安全課 市民安全係

nka.metro.tokyo.jp/chiki_tabunka/chiki_kasudo/chikyokujou) ご覧ください。

申し込み 電話 ☎ 03・5388・3166 で都生活文化局都民生活部地域活動推進課へ

問い合わせ 同課、市市民活動推進課



「市民のくらし展」参加団体募集

毎年秋に行われる青梅産業観光まつりの中で、消費生活展として「市民のくらし展」を開催しています。消費者団体等で構成された実行委員会により、毎年テーマを決め、さまざまな消費者問題を取り上げ、啓発等を行っています。

平成29年度の「市民のくらし展」に参加する団体を募集します。詳細は、お問い合わせください。

申し込み 4月21日までに電話で市民安全課市民相談係へ



▲昨年の様子

春の全国交通安全運動 4月6日(木)～15日(土) やさしさが走るこの街 この道路

交通安全を図るためには、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、車両運転者だけでなく、歩行者、自転車利用者も交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけることが大切です。交通事故防止にご協力をお願いします。

実施日程 4月6日(木)～15日(土)の10日間

▽交通事故死ゼロを目指す日:4月10日(月)

運動の重点

①歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

▽自転車安全利用五則を守りましょう。①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る⑤子どもはヘルメットを着用

▽歩行中は、明るく目立つ服装を心がけたり、「反射材用品」を身に付けて走り出して外しましょう。

▽交差点では、ドライバーとアイコンタクトを取りましょう。

②後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▽自分自身だけでなく、

同乗している家族や友達の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルト(6歳未満はチャイルドシート)を着用させましょう。

③飲酒運転の根絶

▽「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。

▽二日酔いでも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。

④二輪車の交通事故防止

▽二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心がけましょう。

▽ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターを着けて体を守りましょう。

問い合わせ 青梅警察署 ☎ 22・01110、交通安全協会 ☎ 23・5287、市市民安全課市民安全係